

は、34か国となった。

第7節 対外経済関係

1 G A T T

(関税及び貿易に関する一般協定)

ガットは、関税その他の貿易障壁を軽減するとともに、通商面での差別待遇の廃止等を通じ、自由貿易を実現するために様々な役割を果たしている。その一つが関税引下げ等の多国間貿易交渉の場（通常「ラウンド」と称す。）を提供することであり、関税の大幅引下げ、非課税措置に格む協定の締結など、多角的自由貿易体制の発展に大きく貢献してきている。

(1) ウルグアイ・ラウンド

1948年1月にガットが発効して以降、ガットの場において7回の関税引下げ交渉ないし非関税措置の軽減・撤廃交渉が行われてきた。

農業については、1980年代に入って世界的な農産物過剰の深刻化を背景として農産物価格が大幅に低下する中で、米国、ECによる補助金付き輸出競争、各国間の農産物貿易紛争が激化する一方、農業支出の増大がこうした国々の財政を圧迫する事態に立ちいたり、こうした世界的な農産物貿易秩序の混乱は、各国の農業支持政策が構造的な背景となっているとの認識が先進国を中心に強まった。

このようなことを背景に、1986年9月、ウルグアイのブンタ・デル・エステで開催されたガット閣僚理事会において、サービス、知的所有権等の新分野を含む15分野にわたり、新しいラウンド（ウルグアイ・ラウンド）が開始されることとなった。

(2) 農 業 交 渉

農業交渉は、農産物の輸出国と輸入国という各国の立場の違いに加え、工業と異なる農業の特殊性に対する考え方や各国の農業の置かれている自然的、経済的、社会的条件の違いを反映して難航し、米・ECを中心とする各国の主張の隔たりが収まらないまま、1991年12月20日には、ダンケル・ガット事務局長から全交渉分野についての最終合意文書案（ダンケル合意案）が提示された。

我が国としては、この合意文書案の農業部分には多くの問題点があると考え、特に、国境措置について、最も貿易歪曲である輸出補助金が撤廃されず一定の削減にとどめられているにもかかわらず、生産過剰を抑制するためにガット上も認められている輸入制限を含めてすべて関税化するとされていることは、農産物

輸出国と輸入国との取扱いに大きくバランスを欠くものであり、世界最大の農産物純輸入国として世界の農産物貿易の安定に大きく貢献している我が国としては、受け入れることは困難である。こうした我が国の考えは、1992年3月4日にガット事務局に提出した国別約束表においても明確に示したところである。

ダンケル合意案の提示後も、アメリカとEUの間で輸出補助金を中心とした対立が激しく、交渉は停滞したが、1992年11月の両者間での合意（ブレア・ハウス合意）の成立、1993年7月の日本・アメリカ・EU・カナダの四極間での市場アクセスに関する合意を経て、同月の東京サミットにおいて、ウルグアイ・ラウンド交渉を年末までに終結させる決意が表明された。これを受けた交渉において、我が国は、包括的関税化に反対する従来からの基本的立場を積極的に主張したが、大多数の国が包括的関税化を支持する状況のなかで、12月上旬に、ドゥニ市場アクセス交渉グループ議長より、一定の要件を満たす農産物については、関税化の特例措置を認めること等を内容とする調整案が提示された。我が国は、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断としてこの調整案の受入れを決定した。

7年余りにわたった交渉は、12月15日にサザerland・ガット事務局長から提示された最終合意文書案の修正案を118の国及び地域が受け入れる形で、全分野について実質的に終結した。

(3) 農業合意の枠組み

農業合意においては、各国が、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野について具体的かつ拘束力のある約束を作成し、1995年から2000年までの6年間（以下「実施期間」という。）でこれを実施することとなった。

市場アクセスについては、輸入数量制限等の非関税措置を関税化して、関税相当量（国内卸売価格と輸入価格の差）を設定することとし、実施期間において、関税相当量を含め関税率を農産物全体で平均36%、各品目ごとに最低15%の削減を毎年同じ比率で実施する。また、関税化の対象品目の基準期間（1986～1988年）における輸入実績または輸入割当枠に基づいて設定する現行の「アクセス機会」（輸入量）は維持・拡大し、輸入がほとんど行われていない品目については、実施1年目には、基準期間における国内消費量の3%のミニマム・アクセス機会（最小限度のアクセス機会）を設定し、最終年には5%まで拡大する。なお、食糧

安全保障や環境保全等の非貿易的関心事項の重要性を考慮し、「関税化の特例措置」として、①基準期間において輸入が国内消費量の3%未満であること、②輸出補助金が付与されていないこと、③効果的な生産制限措置がとられていることの条件を満たす農産物については、ミニマム・アクセス機会の引上げ（実施1年目の3%を4%に、最終年の5%を8%に加重する。）等を行うことによって、6年間関税化を実施しないことが認められた。また、この特例措置の7年目以降の取扱いについては、これを維持するか否か、また、それぞれの場合における具体的条件については、実施期間の終了1年前に始まる交渉により決定される。

今回の合意に対応し、各国とも非関税措置の関税化を実施することになる。例えば、アメリカは包括的かつ無期限ともいえるウェーバー条項（ガットの義務免除）や「食肉輸入法」に基づく輸入制限を、また、EUはCAPに基づく可変課徴金制度による輸入制限をそれぞれ関税化し、漸次その水準を引き下げることとなる。

国内支持については、農業・農村基盤、市場等の整備や環境対策等で一定の条件を満たした政策を除くすべてのものについて、総合的計量手段（AMS）により計算された基準期間の支持総額の20%を実施期間において、毎年同じ比率で削減する。なお、支持総額が生産額の5%以下の品目については、削減対象から除かれる。

輸出競争については、実施期間において、原則として1986～1990年平均を基準として、輸出補助金額を36%、補助金付き輸出数量を21%それぞれ削減するとともに、新たな産品に対する輸出補助金の供与が禁止される。

また、農産物輸出の禁止または制限を行う国は、輸入国の食糧安全保障に与える影響に十分な考慮を払うとともに、実質的な利害関係を有する輸入国と協議することとなる。

なお、開発途上国については、関税、国内支持等の保護の削減率を先進国の3分の2（後発開発途上国は、削減を要しない。）、実施期間を10年とするなどの特例が設けられている。

上記の農業保護の削減に関する交渉に加え、検疫・衛生措置が偽装された貿易制限となることを防止する観点から、国際基準に基づいて各国の措置の調和を図ること等を原則としつつ、科学的正当性がある場合等は国際基準より厳しい措置を採用し得ることとなる。

2 OECD（経済協力開発機構）

(1) 閣僚理事会

第32回閣僚理事会が、1993年6月2日、3日の両日、パリのOECD本部で開催され、我が国からは政府代表として武蔵外務大臣、森通産大臣、船田経済企画庁長官が出席した。

今回の閣僚理事会では、世界的な景気回復の立ち遅れ、欧州を中心とした失業の深刻化を背景として、成長・失業の問題について例年以上の議論が行われた。その中で、我が国の黒字問題についても指摘がなされた。その結果、雇用改善のため各国が協調的戦略を強化していくことや、マクロ経済政策の実行性が国際協調により高められるべきこと等について合意された。

貿易分野については、特に米国の管理貿易のアプローチ問題等最近の新しい動きを踏まえ、多角的貿易体制を維持・強化すること等について合意された。また、農業については、引き続き農業改革を進めていくという、これまでの考え方が再認識された。

非加盟国問題については、近年OECD加盟国との関係が深まっている状況を踏まえ、その関係の在り方が幅広く議論された。その結果、特に経済移行期にある国々（中東欧、旧ソ連）について、それら諸国の世界経済への統合の重要性、そのための支援の必要性等について認識が一致した。

(2) 農業委員会

本委員会では、引き続き、1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らし、PSE等を利用しつつ、各国の農業改革の進展状況を点検するとともに、農産物の需給及び貿易の動向等を分析し、1993年版「農業政策、市場、貿易のモニタリングと見通しに関するレポート」（モニタリングレポート）の作成が行われた。

また、検討開始から3年以上経過した直接所得支払いに関しては一応の決着をつけるべく、所得変動の安定化、最低所得保証、構造調整の促進、環境財及び公共財の供給という観点から直接所得支払いのあり方を検討した最終文書が用意されたが、補償支払いや環境財に対する支払いをめぐる意見の対立がみられたため、加盟国間において、合意には至らずOECD事務局の責任で公表されるに至った。

92年3月に行われた農業大臣会合で重要なテーマとして位置づけられた「農業と環境」において、農業保護と環境汚染との関係の分析、農業の有する公益的機能の評価、持続的農業等に関する各国政策状況の分析を行うため、農業委員会と環境政策委員会との合同会

合が設けられ、作業が開始された。

(3) そ の 他

ア 1991年の環境大臣会合を契機に検討が開始された「貿易と環境」については、1992年の第31回閣僚理事会において、各国政府が、貿易政策と環境政策を実施する際の手続きに関するガイドラインを作成することが言及された。それを受けて、貿易委員会と環境委員会の合同作業部会はガイドライン作成の作業を行い、その結果、ガイドラインが策定され、1993年の第32回閣僚理事会に報告された。

イ 1991年より検討が開始された農村地域開発については、当初活動期間が92年までの2年間とされていたが、さらに93年から95年までの3年間延長されることとなった。当初2年間の活動成果の集約として、農村地域開発政策の課題や基本的な在り方をまとめた報告書が93年1月に公表されている。また、農村地域の分析を行うための基本的データベースを作成する農村地域開発指標の検討が開始され、農村地域開発の一つの対応として、アメニティーやニッチグッズ（地域の資源を有効に利用した商品開発）についての分析がなされた。

ウ 環境に関しては、環境政策委員会において、1989年7月のアルシュ・サミットでの開発要請を受け、環境の状況を示す一般的な指標、農業・林業各経済セクターにおける環境に影響を及ぼす活動に関する指標、国民経済計算（GNP等の計算）を保管する環境勘定の3種類が開発されることとなった。

その中で農業（肥料や農薬の投入量等）、林業（伐採量、貿易量等）、水産業（漁獲量等）の状況が含まれること、指標がどの程度環境の状況を正確に表すか不明確な部分が多く誤解を受ける可能性があること等から、この作業の方向に注目し、適切に対応していくことが必要と考えられている。

環境レビューについては、第4回OECD環境大臣会合での指摘を踏まえ、1992年より加盟国の環境を定期的にレビューするものである。1993年に日本がその審査対象国となり、我が国の農林水産業に関わる環境政策もこの一環として国際的な場で議論され、その結果は報告書にとりまとめられた。

3 東京サミット

主要先進国の首脳が政治、経済の諸問題について検討する第17回サミット（主要国首脳会議）が、7月7日から9日まで東京で開催された。我が国からは宮澤首相の他、武藤外相、林蔵相、森通産相等が出席した。

経済問題としては、「世界経済」、「貿易」、「環境」、

「ロシア及び移行期にある他の諸国」、「国際協力」、「開発途上国」、「将来のサミット」等について討議が行われた。

経済問題に対しては、経済成長の遅れ、深刻な雇用・失業問題などの世界経済をめぐる問題等につき活発な討議が行われ、「雇用と成長へのより強固な決意」という副題の経済宣言が採択された。この中で、貿易問題については、サミットの直前まで行われたウルグアイ・ラウンドに関する四極閣僚会議での市場アクセス改善に係る進展を評価し、本年末までに包括的かつ均衡の取れたウルグアイ・ラウンドの合意を達成するとの決意が示された。

4 アジア・太平洋経済協力（APEC）

アジア・太平洋経済協力（APEC）は、1989年に設立された政府間フォーラムであり、1994年には、日本、米国、カナダ、韓国、ASEAN 6 各国、豪州、NZ、中国、香港、台湾、メキシコ、パプア・ニューギニアの17の国・地域が参加している。年1回開催される閣僚会議や年数回行われる高級事務レベル会合等が行われ、事務局はシンガポールに常設されている。

作業プロジェクトとして、①貿易・投資データのレビュー、②貿易促進、③投資・技術移転の拡大、④人材養成、⑤地域エネルギー協力、⑥海洋資源保全、⑦テレコミュニケーション、⑧漁業、⑨運輸、⑩観光の10の分野において作業が進められている。

1993年11月のシアトル閣僚会議においては、地域の貿易自由化非公式会合（RTL）からCTI（貿易投資委員会）への改組が承認され、常設の委員会となった。本年の実施プロジェクトは、貿易政策対話（URを含む）、市場アクセスに係る行政措置、通関手続き、関税データベース、投資、基準認証、賢人会議といった従来からのRTLでの作業に加え、中小企業、その他についても議論が行われている。

APECは、農林水産・食品産業分野を含む経済全般にわたるフォーラムとして、その活動は年々充実強化されている。

5 UNCTAD（国連貿易開発会議）

UNCTADは国際貿易の促進による経済開発、特に発展途上国の経済開発の増進を目的として、これに関する諸問題について論議を行う国連のフォーラムであり、総会が通常4年に1回開催されている。

第8回UNCTAD総会は1992年2月にコロンビアで開催され、UNCTADの機構改革、一次産品、国際貿易及びLLDC問題等が討議された。その成果と

して、最終文書（UNCTADの機構改革等）及びカルタヘナ精神（政治宣言）等を採用した。

6 国際商品協定

(1) 国際小麦協定

現行「1986年の国際小麦協定」は「1986年の小麦貿易規約」と「1986年の食料援助規約」で構成されており、1986年7月に発効した。このうち、小麦貿易規約は1971年以降、価格安定のための経済条項を欠いており、情報交換を主体としたものとなっている。

食料援助規約では毎年1千万トン以上の食料援助を目標としており我が国の年間最小拠出義務量は30万tとなっている。

なお、小麦貿易規約は有効期限が1991年の6月30日であったので、その後延長し、1995年6月30日までとなっている。

(2) 国際砂糖協定

「1992年の国際砂糖協定」は、1993年1月に発効した。同協定は前協定と同様、経済条項を有さず情報交換を中心としたものとなっている。

なお、新協定は前協定と比べて、経済条項の復活の表現が弱くなった他、加盟国の脱退から消費国の分担金の負担増を防ぐため、生産国・消費国の区分を廃止する等の改定がされている。

(3) 国際コーヒー協定

現行「1983年の国際コーヒー協定」は輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日から経済条項を停止した。

また、現行の1983年協定は1989年9月末で失効することから三度延長（1993年9月30日まで）し、理事会は新協定に向けて検討を続けていたところ、1994年3月に新協定が合意され、94年10月から発効する予定である。なお、新協定は経済条項が削除され、情報交換を中心とした協定となっている。

(4) 国際ココア協定

1986年協定に代わる新協定交渉が92年から93年にかけて行われたところ、93年7月に新たな1993年国際ココア協定が合意され、94年2月に暫定発効した。

新協定は、前協定がココアの価格安定メカニズムとして採用してきた緩衝在庫制度を廃止し、新しいメカニズムとしてココアの生産管理計画を採用している。この外、情報交換、CF（一次産品共通基金）との連

携や環境への考慮等が明記されている。

(5) 国際熱帯木材協定

現行の1986年協定は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の最大の輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、機関（ITTO）本部を我が国（横浜市）に誘致した。

現行協定の有効期限は2度延長し、94年3月31日までとなっていたところ、93年4月以降新協定交渉が開始され、木材の対象を熱帯から温・寒帯まで拡大することについて交渉は難航したが、94年1月に新たな1994年協定が合意された。

新協定には2000年目標や熱帯林の持続的経営達成のためのバリ・パートナーシップ資金等が明記された。

なお、発効は1995年早々になる予定である。

7 日米包括経済協議

(1) 枠組み合意までの経緯

1989年に開始したS I I（日米構造問題協議）は91、92年の2回にわたるフォローアップ年次報告により一応の区切りが打たれ、ポストS I Iの日米両国の経済面でのパートナーシップを前進させる見地から、93年4月ワシントンでの日米首脳会談において新たな協議枠組みを構築する合意がなされた。これを受けて6月ワシントン及び東京において次官級準備会合、7月東京において日米首脳会談が開催され、マクロ経済、構造・セクター、協力の各分野について双方の提案が協議された。双方の間には合意内容の実施状況を評価するための客観基準の解釈等について隔たりがあったが、7月10日合意に至り、「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」として公表された。

(2) 枠組み合意の概要

協議は双方通行の対話、MFNベースの恩恵、ガバメントリーチ（政府の責任範囲内）などを基本原則とする。

マクロ経済面では日本は製品・サービス輸入の相当程度の増加を促進し経常収支の黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成すること、米国は財政赤字を相当程度削減し国内貯蓄を奨励すること等を目的とする。

セクター別・構造面の協議では「政府調達」、「規制緩和及び競争力」、「その他の主要セクター（自動車及び自動車部品）」、「経済的調和」、「既存のアレンジメン

ト及び措置の実施」の5つのバスケットについて次官級を議長とし、適当な場合には作業部会（WG）が設けられる。このうち「政府調達」、「保険市場（規制緩和及び競争力バスケット）」、「自動車産業」は優先的分野として94年1月までに合意するよう努める。

地球的展望に立った協力のための共通の課題では「環境」、「テクノロジー」、「人的資源の開発」、「人口」、「エイズ」の5分野を扱う。

(3) 当省関係各会合の開催状況

セクター別・構造分野については、第1回次官級全体会合及び個別分野の作業部会（当省関係は「既存アレンジメント」バスケットの「林産物」WG他）を9月19～22日ハワイにおいて開催した。その後当省関係では「競争政策・透明手続き・流通」WGを10月、「投資」WGを11月に開催した。なお、林産物WGでは90年の日米林産物合意の措置の実施状況の評価について、競争政策等WGでは輸入手続きの一層の迅速化等について、投資WGではOECD投資コードの例外4業種（農林水産業を含む）の見直し等について意見交換が行われた。また、94年には「投資」WG、「既存ア

レンジメントバスケット会合」及び第2回次官級全体会合を協力分野と合同でそれぞれ1月にワシントンで、第3回次官級全体会合を2月に東京で開催したが、2月11日ワシントンでの日米首脳会談で合意に至らず、協議は事実上凍結状態となった。

地球的展望に立った協力分野については、第1回次官級全体会合を9月9日ワシントンにて開催した。その後当省関係では「地球観測情報ネットワーク」、「環境政策対話」、「森林」、「人口」、「保全」等のWGを逐次11月にかけて、また、各作業部会の進捗状況を整理するための第2回次官級全体会合を12月8日東京にて開催した。なお、各WGでは各分野での日米協力について意見交換が行われ、年2回の首脳会談の際に進捗状況を報告することとされている。

8 二 国 間 会 議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に努めた（表27）。

表27 二国間会議

〈国地域名〉	〈会議名〉	〈期間〉	〈場所〉
米	国 日米包括経済協議（経緯は表28参照） 第20回日米貿易委員会	93.9.20	ハワイ
カ ナ	タ 第11回日加経済合同委員会 第17回日加ななね協議	93.11.25～11.26 93.8.16	オタワ クリアレイク
韓	国 日韓生糸・絹製品協議 第3回日韓貿易産業技術協力委員会	93.6.17～6.18 93.5.17～5.18	東京 東京
中	国 日中生糸・絹製品協議（92年度第3回） （93年度第1回） （93年度第2回）	93.4.9～4.10 93.11.11～11.12 94.1.27～1.28	北京 東京 北京
台	湾 第18回日台貿易経済会議	93.10.25～10.27	東京
タ	イ 日・タイ経済協議	93.10.19～10.20	バンコク
バ キ ス タ	ン 日・パキスタン合同委員会	93.11.25～11.26	東京
イ	ン ド 日印貿易協議	94.1.6～1.7	東京
E	U 日・EUハイレベル協議	93.4.19～4.20	東京
ア イ ル ラ ン ド	日・アイルランド定期経済協議	93.4.30	ダブリン
ス ウ ェー デ ン	日瑞貿易経済協議	93.10.13～10.14	東京
ノ ル ウ ェー	日諾貿易経済協議	93.10.7～10.8	東京
フ ィ ン ラ ン ド	日フィン貿易経済協議	94.2.21～2.22	ヘルシンキ
ニュージーランド	第33回日・NZ酪農品需給情報交換会議 第23回日・NZ牛肉需給情報交換会議	93.4.22 93.4.22	東京 東京
オーストラリア	第12回日・豪閣僚委員会	93.11.2	東京

平成 5 年		表28 日米包括経済協議の経緯（農水省関係）
4月16日（ワシントン）	日米首脳会談 （日米構造問題協議に代わる新たな枠組みを東京サミットまでの3カ月以内に構築 することで合意）	
7月10日（東京）	日米首脳会談 （「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」で新た な協議枠組みに合意）	
9月9日（ワシントン）	第1回協力分野全体会合	
9月19～22日（ハワイ）	各バスケットの第1回全体会合及び個別分野の作業部会を開催（林産物WGを含む）	
10月～12月	政府調達、自動車・同部品、保険の主要優先分野を中心に個別作業部会を頻繁に開 催	
12月8日（東京）	第2回協力分野全体会合	
平成 6 年	大官級全体会合（林産物非公式会合を含む）	
1月22～25日（ワシントン）		
2月7日～10日（ワシントン）	大官級全体会合（林産物非公式会合を含む）	
2月11日（ワシントン）	日米首脳会談 （主要優先分野における客観基準の設定方法等で対立し、合意に至らず）	

第8節 国際協力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力は、開発途上国の食糧問題の解決に資するのみならず、農業部門が開発途上国の国民所得や就業人口に大きなウェイトを占め経済社会の安定基盤となっており、国内資源の有効利用等を通ずる自立的发展にとって重要であることから、近年その役割は増大している。

このような農林水産業協力の拡大及びその効率的、効果的な実施の要請に対処するため、表29のとおり。

調査研究、協力事業の評価等を民間団体に委託して実施した。

また、民間の農林水産業協力を通じ、開発途上国の現状に即した農林水産業開発の一層の促進を図るため、表30のとおり、民間の行う調査事業、協力推進事業等に助成を行った。

2 技術協力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に国際協力事業団を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与及びこれらを組み合わせたプロジェクト方式技術協力並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国ともそれぞれ交流を行った。

表29 農林水産業協力関係委託費

事 項 名	予算額
地球環境協力支援データ・ベース策定費	23,356千円
アジア地域農林水産関連地球サミット対	8,560
応支援事業	
地球環境のための農業資源管理計画基礎調査（パキスタン、エジプト、メキシコ）	41,292
海外研修映画製作（テーマ「日本の治山」、「日本の水管理」）	15,745
海外農林業協力事後評価	22,861
アジア諸国の農村人口と農業開発に関する調査	12,436
アジア農業生産性向上事業協力	78,545
農林水産業資金協力促進検討調査	35,001
FAOフィールドプロジェクト波乃効果等調査	10,387
食糧増産等に係る援助効率化基礎調査	11,187
東欧・中央アジア地域等農業開発民間投資促進検討調査	12,657
海外農林水産業協力方針策定基礎調査	32,241
アフリカ地域持続的農業開発事業計画策定調査	50,241
海外大型農林業投資可能性調査	18,867
海外農林水産業協力人材育成体制のあり方に関する調査	30,275
開発途上国における農業統計整備指針策定	19,292
ICID技術交流	16,815
海外農業・農村開発環境影響評価調査	5,483
特定海外農業農村開発事業推進調査	10,485
農業技術情報海外提供事業	25,000
地球環境保全農業技術協力推進事業	16,210
畜産技術協力推進事業	35,608
穀物の収穫後処理技術協力高度化事業	25,770

表30 農林水産業協力関係補助金

事 項 名	予算額
中国青年農業指導者育成事業	29,102千円
海外農協協力等推進費	43,299
F A O等協力事業費	34,492
海外食糧農業情報整備等推進費	305,674
海外農業開発事業事前調査等補助金	184,823
海外農業開発調査費補助金	731,615
アセアン等中核農民育成推進事業費	84,978
普及分野海外技術協力システム化促進事業	3,591
婦人農業者国際交流促進事業	9,493
普及分野海外技術協力システム化促進事業	3,591
食品産業技術海外協力円滑化事業	29,576
食品流通技術海外協力事業費	8,331
食品産業環境・公害対策技術協力推進事業	4,093
海外林業開発協力推進事業費補助金	853,290
国際漁業振興協力事業費補助金	5,503,888

(1) 海外研修員の受入れ

海外研修員の受入れ実績は次のとおりである。

昭和29～5年度（累計）	121,008
5年度	8,834

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を16コース実施した。

5年度に実施した農林水産関係の集団コースのうち、農林水産省が開設したものは23コース、234名（特設コース3コース、22名を含む）、国際協力事業団が開設したものは29コース145名であり総計379名である。

これらの研修員の地域別、分野別受入れ実績は表31のとおりである。

(2) 専門家の海外派遣等

5年度において農林水産技術協力のため海外に派遣された専門家は個別専門家派遣事業、プロジェクト方式技術協力事業、開発協力事業及び開発調査団等合わせて2799名であった。その派遣形態別、地域別内訳は表32のとおりである。

表31 5年度地域別・分野別受入数

地域 / 分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	369	98	94	56	617
中 近 東	40	5	2	14	61
ア フ リ カ	128	15	19	16	178
中 南 米	136	57	54	104	351
オセアニア及びヨーロッパ	55	4	11	28	98
計	728	179	180	218	1305

(3) プロジェクト方式技術協力事業

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを組み合わせて協力するプロジェクト方式技術協力事業は5年度において表33のとおり83件であった。

以上のほか、5年度においてプロジェクト方式技術協力の実施のための事前調査を行ったものとしては、

スリランカ	植物検疫所計画
ブラジル	セラード農業環境保全研究計画
インドネシア	農水産業統計技術改善計画
インドネシア	大豆種子増殖・研修計画
タ イ	国立家畜衛生研究所計画フェーズII
ホンジュラス	灌漑排水技術開発計画
メ キ シ コ	国立農業近代化訓練計画
アルゼンチン	植物ウイルス研究計画
中 国	沧州市飼料作物生産性向上計画
中 国	内蒙古乳製品加工技術向上計画
ウルグァイ	果樹保護技術改善計画
中 国	寧夏森林保護研究計画
ネ パ ー ル	森林環境・森林資源開発計画
バ ナ マ	森林保全技術開発計画
バブアニューギニア	森林研究計画フェーズ2
インドネシア	多種類苗生産技術開発計画
モ ロ ッ コ	水産専門技術訓練センター計画
アルゼンチン	水産資源評価管理計画

の18件がある。

表32 専門家の派遣内訳（人）
前年度からの継続

派遣形態別内訳	前年度からの継続			5年度新規			合計
	長期	短期	計	長期	短期	計	
個 別 派 遣	198	20	218	106	166	272	490
プロジェクト方式技術協力	293	34	327	129	341	470	797
開 発 協 力	20	0	20	3	23	26	46
調 査 団 等	—	—	—	—	1466	1466	1466
計	511	54	565	238	530	2234	2799

地 域 別 内 訳										
ア	シ	ア		224	24	248	106	1066	1172	1420
中	近	東		39	5	44	17	122	139	183
ア	フ	リ	カ	72	6	78	27	255	282	360
中	南	米		134	16	150	72	455	527	677
大	洋	州	・その他	26	2	28	6	92	98	126
国	際	機	関	16	1	17	10	6	16	33
計				511	54	565	238	1996	2234	2799

(注) 1 長期は1年以上、短期は1年未満の専門家である。

2 国際機関の専門家はJICAにより派遣された専門家である。

3 開発協力の専門家とはJICA法第21条(3)ホにいう技術指導等の専門家ある。

表33 5年度協力プロジェクト

国	名	プロジェクト	協力期間
〈新規案件〉			
(農業分野)			
中	国	灌漑排水技術開発研修センター計画	93.6.10~98.6.9
中	国	河南省黄河沿岸稲麦研究計画	93.4.1~98.3.31
フ	イ	畑地灌漑技術開発計画フェーズII	93.5.28~98.5.27
タ	イ	東部タイ農地保全計画	93.6.10~98.6.9
バ	キ	植物遺伝資源保存研究所計画	93.6.1~98.5.31
タ	イ	カセサート大学農業普及・機械化計画 (A/C)	93.7.24~95.7.23
(畜産分野)			
タ	イ	国立家畜衛生研究所計画フェーズII	93.12.9~93.12.8
タ	イ	中部酪農開発計画	93.8.1~98.7.31
ホ	ン	養豚開発計画	93.5.15~98.5.14
バ	ラ	家畜繁殖改善計画 (A/C)	93.4.7~95.4.6
(林業分野)			
マ	レ	サラワク州木材有効利用研究計画	93.4.1~98.3.31
イ	ン	南スマトラ森林造成計画A/C	93.11.8~95.11.7
(水産分野)			
オ	マ	漁業訓練計画	93.5.7~98.5.6
〈継続案件〉			
(農業分野)			
1. イ	ン	適正農業機械技術開発センター計画F/U	87.4.1~93.7.31
2. イ	ン	農業開発リモートセンシング (II) F/U	88.6.6~94.6.5
3. イ	ン	貿易研修センター計画 (農林水産分野)	88.9.2~93.9.1
4. イ	ン	南東スラウェシ州農業農村総合開発計画	91.3.1~96.2.29
5. イ	ン	種子馬鈴薯増殖・研修計画	92.10.1~97.9.30
6. 韓	国	農耕地高度利用研究計画	89.6.1~94.5.31
7. タ	イ	東北タイ農業開発研究計画 (II) F/U	88.12.20~94.12.19
8. タ	イ	灌漑技術センター計画 (II)	90.4.1~95.3.31
9. タ	イ	東部タイ農地保全計画	93.6.10~98.6.9
10. 中	国	農業機械修理技術・研修計画	92.4.1~97.3.31
11. 中	国	河南省黄河沿岸稲麦研究計画	93.4.1~98.3.31
12. 中	国	灌漑排水技術開発研修センター計画	93.6.10~98.6.9
13. フ	イ	畑地灌漑技術開発計画F/U	87.5.28~93.5.27
14. フ	イ	土壌研究開発センター計画	89.7.1~94.6.30
15. フ	イ	稲研究所計画	92.8.1~97.7.31
16. フ	イ	畑地灌漑技術開発計画 (II)	93.5.28~98.5.27
17. ミ	ヤ	灌漑技術センター計画	88.4.1~95.3.31
18. イ	ラ	カスビ海岸地域農業開発計画	90.4.1~95.3.31
19. ナ	イ	ローア・アナンブラ灌漑稲作計画	89.1.1~93.12.31
20. ケ	ニ	ムエア灌漑農業開発計画	91.2.1~96.1.31
21. 象	牙	灌漑稲作機械訓練計画	92.8.1~97.7.31

22.	コ	ロ	ン	ビ	ア	傾斜地域灌漑農業開発計画	91.10.1~96.9.30	
23.	バ	ラ	グ	ア	イ	農牧統計強化計画	90.3.1~95.2.28	
24.	バ	ラ	グ	ア	イ	主要穀物生産強化計画	90.6.1~95.5.31	
25.	フ	イ	ジ	ー		稲作研究開発計画F/U	86.4.7~93.8.17	
26.	イ	ン	ド			二化性養蚕技術開発計画	91.6.1~96.5.31	
27.	ス	リ	ラ	ン	カ	植物遺伝資源センター計画F/U	88.4.1~95.3.31	
28.	タ				イ	カセサート大学研究協力計画(Ⅱ)F/U	87.4.16~94.4.15	
29.	中				国	北京そ業研究センター計画F/U	88.1.1~94.12.31	
30.	ネ	バ	ー	ル		園芸開発計画(Ⅱ)	92.11.12~97.11.11	
31.	バ	キ	ス	タ	ン	植物遺伝資源保存研究所計画	93.6.1~98.5.31	
32.	ケ	ニ			ア	園芸開発計画F/U	85.12.4~93.12.3	
33.	ウ	ル	グ	ア	イ	果樹研究計画	86.7.28~93.7.27	
34.	チ				リ	植物遺伝資源計画F/U	89.1.1~95.12.31	
35.	ド	ミ	ニ	カ	共 和 国	胡椒開発計画(Ⅱ)	92.7.7~97.7.6	
36.	バ	ラ	グ	ア	イ	青果物流通改善計画	91.3.6~96.3.5	
37.	ブ	ラ	ジ	ル		野菜研究計画F/U	87.8.3~94.2.2	
38.	ブ	ラ	ジ	ル		アマゾン農業研究協力計画	90.6.28~95.6.27	
39.	ベ		ル	ー		野菜生産技術センター計画	86.4.7~93.4.6	
40.	タ				イ	カセサート大学農業普及・機械化計画(A/C)	93.7.1~95.7.23	
41.	タ				イ	国立雑草科学研究所計画(A/C)	92.10.20~94.10.19	
42.	ス	リ	ラ	ン	カ	マハヴェリ農業開発計画(A/C)	92.11.3~94.11.2	
43.	メ	キ	シ	コ		砂漠地域農業開発計画	90.3.1~95.2.28	
(畜産分野)								
44.	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	家畜人工受精センター強化計画F/U	86.4.1~95.3.31
45.	タ					イ	国立家畜衛生・生産研究計画	86.12.9~93.12.8
46.	タ					イ	中部酪農開発計画	93.8.1~98.7.31
47.	タ					イ	国立家畜衛生研究所計画(Ⅱ)	93.12.9~98.12.8
48.	中					国	天津酪農業発展計画	90.3.1~95.2.28
49.	マ	レ	イ	シ	ア		アセアン家禽病研究訓練センター計画	86.4.17~93.4.16
50.	ザ	ン	ビ	ア			ザンビア大学獣医学部技術協力計画(Ⅱ)	92.7.22~97.7.21
51.	アル	ゼン	ティ	ン			ラ・ブラタ大学獣医学部研究計画F/U	89.3.1~96.2.28
52.	ホ	ン	デュ	ラ	ス		養豚開発計画	93.5.15~98.5.14
53.	ボ	リ	ビ	ア			家畜繁殖改善計画	87.9.10~94.9.9
(林業分野)								
54.	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	南スラウェン治山計画F/U	88.7.21~95.7.20
55.	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	熱帯降雨林研究計画(Ⅱ)	90.1.1~94.12.31
56.	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	林木育種計画	92.6.1~97.5.31
57.	タ					イ	造林研究訓練計画(Ⅱ)F/U	86.7.29~93.7.28
58.	タ					イ	東北タイ造林普及計画	92.4.1~97.3.31
59.	中					国	黄土高原治山技術訓練計画	90.1.17~95.1.14
60.	中					国	福建省林業技術開発計画	91.7.1~96.6.30
61.	ネ	バ	ー	ル			林業普及計画	91.7.16~94.7.15
62.	マ	レ	イ	シ	ア		サバ州造林技術開発訓練計画	87.3.14~94.3.13
63.	マ	レ	イ	シ	ア		サラワク州木材有効利用研究計画	93.4.1~98.3.31
64.	ミ	ヤ	ン	マ	ー		中央林業開発訓練センター計画	90.8.1~95.7.31
65.	ケ	ニ			ア		社会林業訓練計画(Ⅱ)	92.11.26~97.11.25
66.	タ	ン	ザ	ニ	ア		キリマンジャロ村落林業計画(Ⅱ)	93.1.15~98.1.14
67.	ウ	ル	グ	ア	イ		林木育種計画	93.3.10~98.3.9
68.	チ				リ		半乾燥地治山緑化計画	93.3.1~98.2.28
69.	バ	ラ	グ	ア	イ		中部パラグアイ森林造成計画F/U	87.6.25~94.12.24
70.	ブ	ラ	ジ	ル			サンパウロ州森林環境保全研究計画	93.2.1~98.1.31
71.	パ	ブ	ア	N	G		森林研究計画	89.4.1~94.3.31
(水産分野)								
72.	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	エビ養殖計画	88.10.26~93.10.25
73.	タ					イ	水産資源開発研究計画F/U	88.7.1~95.6.30

74.	ネ	パ	ー	ル	淡水魚養殖計画	91.11.1～96.10.31
75.	オ	マ	ー	ン	漁業訓練計画	93.5.7～98.5.6
76.	モ	ロ	ッ	コ	漁業訓練計画	87.1.19～93.9.30
77.	エ	ク	ア	ド	国立養殖海洋研究センター計画	90.8.1～95.7.31
78.	ベ		ル	ー	バイタ漁業訓練センター計画	88.8.25～93.8.24
79.	ボ	リ	ビ	ア	水産開発研究センター計画	91.6.15～96.6.14
80.	ト		ン	ガ	水産増養殖研究開発計画	91.10.1～96.9.30
81.	フ	イ	リ	ビ	地方生計向上計画	91.10.1～96.9.30
82.	タ			イ	沿岸養殖計画 (A/C)	92.2.1～94.1.31
83.	チ			リ	沿岸漁業訓練普及計画 (A/C)	91.4.1～93.4.19

(4) 開発調査事項

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関し、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表34のとおり66件実施した。

表34 平成5年度開発調査事業案件一覧

番号	国名	案件名
[アジア地域]		
1	バングラデシュ	洪水対策関連維持管理調査
2	カンボディア	ブノンベン周辺農村地域総合開発計画
3	ヴェトナム	南バックトゥン地区農村地域排水計画
4	ヴェトナム	水産資源調査
5	中国	吉林省前郭地区第2灌漑区施設整備計画
6	中国	黒龍江省国营農場典型区農業総合開発計画
7	中国	広東省順徳市斉杏輪中地区農村排水計画
8	モンゴル	モンゴル中部地域農牧業農村総合開発計画
9	モンゴル	セレンゲ県森林管理計画
10	インドネシア	チタリック水源林造成計画
11	インドネシア	全国灌漑開発プログラム形成調査
12	インドネシア	沿岸資源管理強化計画
13	インドネシア	NTT州半乾燥地域森林復旧計画
14	インドネシア	ギリラン灌漑計画
15	インドネシア	ヌテ・テンガラ地域小規模溜池農村開発計画
16	ラオス	ウドムサイ県焼畑地域農業開発計画
17	マレーシア	北部サバ州造林計画
18	マレーシア	半島マレーシア小規模貯水池農業開発計画
19	ネパール	テライ平野農業水資源開発計画
20	ネパール	ラジドゥワ灌漑計画
21	ネパール	カトマンズ盆地灌漑改善計画
22	パキスタン	コトリ幹線水路水管理システム計画

23	パキスタン	チャシュマ右岸揚水灌漑計画
24	フィリピン	マリキナ水源林造成計画
25	フィリピン	農業共同組合組織強化計画
26	フィリピン	南部ルソン高地畑地灌漑計画
27	フィリピン	バラワン南部農地開発計画
28	スリ・ランカ	内陸部農村復興計画
29	タイ	南部タイ泥炭土壌地域農業開発計画
30	タイ	バンパコン川防潮水門建設計画
31	タイ	南部農地復旧保全計画
32	ブルネイ	森林資源調査
[中近東地域]		
33	イラン	ハラース川流域農業開発計画
34	アラブ首長国連邦	アルダウィード中部地域地下水灌漑開発計画
35	エジプト	オモウム地域農村地域排水改良計画
36	モロッコ	薪炭林計画
37	チュニジア	灌漑整備計画
38	オマーン	ネジド地方農業開発計画フェーズII
39	トルコ	水産資源調査
40	トルコ	クチュクメンデルス川流域灌漑農業開発計画
[アフリカ地域]		
41	エチオピア	ベッチョ平源排水改良計画
42	象牙海岸	ヌジ川流域農村総合開発計画
43	リベリア	北西部森林資源調査
44	マラウイ	ブワンジェバレー灌漑計画
45	マラウイ	コタコタ地域持続的資源管理計画
46	マリ	ナラ地域農業開発計画
47	ナイジェリア	全国水資源総合開発計画
48	タンザニア	ルブ川水資源開発計画
49	ウガンダ	中部農業総合開発計画
50	ブルキナ・ファソ	ムウウン川上流地域農業総合開発計画
51	ザンビア	南西地域チーク林資源調査
52	ザンビア	全国水資源開発計画
53	ザンビア	ザンベジ川流域モング地域農村総合開発計画
54	ジンバブエ	ムニャティ川流域農業開発計画
[中南米地域]		
55	アルゼンチン	チャコ地域森林資源調査

56	ボリヴィア	サンタクルス州農産物流通システム改善計画
57	コロンビア	太平洋沿岸漁業開発計画
58	エクアドル	ツムバビロ灌漑計画
59	ホンジュラス	インティブカ県ヘスス・デ・オトロ盆地灌漑農業開発計画
60	ホンジュラス	テウバ・センティ地域森林資源管理計画調査
61	ドミニカ共和国	リモン・デル・ジュナ・地域農業開発計画
62	グアテマラ	バハ・ヴェラバス県森林管理計画調査
63	メキシコ	ハリスコ州海岸地域農業総合開発計画
64	パラグアイ	ローア・チャコ地域農牧業総合開発計画
[大洋州]		
65	ソロモン	全国水産物流通網改善計画
[東欧]		
66	ルーマニア	ブランチェア県北東部地域灌漑整備計画

(5) 開発協力調査等

我が国民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、国は国際協力事業団を通じて本邦民間企業の調和のある事業活動に資するため、関連施設整備及び試験的事業のための調査、投融資対象事業の調査、専門家の派遣等を実施している。

5年度には表35のとおり開発協力調査14件を行ったほか、専門家の派遣46名及び研修員の受入れ28名を実施した。

表35 開発協力調査

1	タイ	ナン県野菜育種種子生産 (基礎二次調査)
2	中国	ヨモギ栽培 (基礎二次調査)
3	インドネシア	南カリマンタン未利用樹開発 (基礎二次調査)
4	インドネシア	マングローブ林資源保全開発 現地実証調査 (計画打ち合せ調査)
5	ブラジル	日伯農業開発協力第3期事業 (計画打ち合せ)
6	トルコ	半乾燥地域農業開発現地実証 調査 (計画打ち合せ)
7	ブラジル	日伯農業開発協力第3期事業 (計画打ち合せ)
8	トルコ	半乾燥地域農業開発現地実証 調査 (計画打ち合せ)
9	ブラジル	日伯農業開発協力第3期事業 (計画打ち合せ)
10	ブラジル	セラード環境モニター調査 (作業監理調査)
11	マレーシア	複層林施業技術現地実証調査 (作業監理調査)
12	インドネシア	マングローブ林資源保全開発 現地実証調査 (作業監理調査)

13	ブラジル	セラード環境モニター調査 (作業監理調査)
14	タイ	環境造林 (実施調査)

(6) 養成確保事業

我が国の農林業開発協力の拡充、多様化に適切に対応していくためには資質の高い専門家の養成を組織的、計画的に行うことが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き国際協力事業団を通じて実施した。また、国際協力事業団も独自に同様の専門家の研修事業を前年度に引き続き実施した。

イ 研修内容

(ア) 中期研修

農林業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者を対象として、開発途上国地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

(イ) 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林業技術分野（飼料穀物、大規模畜産、熱帯畑地かんがい、熱帯林業、乾燥地農業等）を対象に、当該作目の技術蓄積を有する先進地域に研修員を2か年間派遣して研修を行った。

(ウ) 実績

中期研修：農林水産開発コース（農業一般・農業土木・林業の3コース）と環境専門家コース（林業）及び開発専門化コースがあり、農林水産省職員41名、県、民間等11名が研修を行った。

長期研修（新規）：農林水産省5名（アメリカ等）

なお、3年度及び4年度に派遣し、引き続き5年度においても研修を行った者は7名で、研修地はアメリカ、オーストラリア等である。

(7) 海外技術交流事業

ア 日ロ（旧ソ）農業技術交流

本事業は37年度に開始以来、相互主義により視察団の交流を実施してきている。5年度には、日本側から「家畜遺伝資源の保全及び家畜育種技術」を派遣し、ロシアからは「土壌生産力及びエロージョン」の受け入れを行った。

(37年度以来の累計 派遣41班 受入れ43班)

イ 日中農業技術交流

本事業は47年9月日中国交回復を契機とし、48年度から相互の視察団の交流を実施してきている。5年度には日本側から「カラマツ属の材質、病虫獣害抵抗性

育種」、「鯨類に関する調査」及び「果樹遺伝資源の遺伝的多様性及び流通利用技術」の班を派遣し、中国側から「漁業環境保護」「人口林集約経営」及び「施設園芸植物保護」の班を受け入れた。

また、前年に引き続き、第12回「日中農業科学技術交流グループ会議」が次のとおり5年5月、東京で開催された。

(7) 会期 5年5月11日(火)～12日(水)

(4) 議題

a 両国における農林水産技術向上の諸問題と試験研究の現状

b 1992年度農業技術交流等の評価

c 1993年度農業技術交流計画

d 共同研究

e 農林水産に係る図書資料及び種子、種苗の交換

f その他

ウ 日韓農林水産技術協力委員会

本委員会は43年度に第1次会議が東京で開催されて以来、毎年1回東京あるいはソウルにおいて交互に開催している。

本委員会は両国の実務者をもって構成されて、両国の技術交流の促進についても討議を行うことを目的としたものであり、5年度における第26次会議は、5年10月ソウルにおいて開催された。

3 資金協力(政府ベースの資金協力)

(1) 一般無償資金協力

我が国は開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

国際協力に関する我が国への要請が高まる中で、無償資金協力は年々増大の傾向にあり、2年度1,608億円(当初予算ベース、以下同じ)、3年度1,726億円、4年度1,855億円、5年度2,014億円と大幅に増加している。

この内、農林業関係では、5年度において13件合計89億円、水産関係では15件合計195億円が供与され、その供与実績は表36のとおりである。

表36 5年度農林水産関係一般無償資金協力実績(交換公文締結ベース)

国名	案 件 名	金 額 (億円)
スリランカ	植物検疫所設立計画(2/2期)	2.84

エチオピア	小規模灌漑開発用機材整備計画(1/2期)	5.08
ブータン	パロ谷農業総合開発計画(1/3期)	8.56
バングラデシュ	モデル農村整備計画(3/3期、国債5年度分)	4.19
フィリピン	ハラハラ農業開発計画(2/2、国債5年度分)	4.20
フィリピン	優良種子流通配布計画	14.29
ジンバブエ	マシンゴ州中規模灌漑計画(5/5国債5年度分)	1.37
セネガル	デビ地区灌漑改修計画(1/3)	8.79
グアテマラ	東部灌漑用地下水開発計画(1/2)	6.95
エジプト	上エジプト灌漑施設改修計画(2/2)	6.19
ラオス	サバナケート農業総合開発計画(1/2)	4.98
ケニア	林業育種訓練センター拡充計画	16.46
ドミニカ共和国	コンスタンサ畑地灌漑計画(1/2)	5.46
(農林関係案件合計) 13件		89.36
スリランカ	キリンダ漁港改修計画(国債5年度分)	12.09
パキスタン	パロチスタン州沿岸漁業開発計画	4.14
モザンビーク	漁船修理施設建設計画(2/2)	9.07
イエメン	南部イエメン沿岸漁業振興計画	3.73
モルディブ	南部沿岸漁業振興計画	3.58
バラオ	小規模沿岸漁業開発計画	0.96
パナマ	水産物流通基盤整備計画	7.86
ガーナ	テマ漁港改修計画(2/3)	7.82
エクアドル	ババジャクタ国立養殖研究センター建設計画(1/2)	4.36
モロッコ	漁業訓練船建造計画	14.66
セントヴィンセント及びグレナディーン諸島	沿岸漁業開発計画	7.20
ガンビア	沿岸零細漁業改善計画	6.94
ドミニカ	沿岸漁業開発計画(1/2)	6.17
チリ	首都圏水産物市場建設計画(1/2)	3.65
ソロモン諸島	ホニアラ魚市場整備計画	2.48
(水産関係案件合計) (15件)		94.71

このほか、難民等に対する緊急援助として、各種食料品により援助を実施した。5年度では国産水産罐詰及び乾パンが旧ユーゴスラビア難民等(WFP経由7.9億円)に、乾パンが同じくウガンダ難民等(0.4億円(輸送費等))に、各々無償供与された。

表37 5年度無償資金協力基本設計調査事業

国名	案件名
1 マダガスカル	エビ養殖開発計画
2 ドミニカ連邦	沿岸漁業開発計画
3 ラオス	サバナケート農業総合開発計画
4 セント・ヴィセント	クレナティーン諸島沿岸漁業開発計画
5 ケニヤ	林業育苗訓練センター拡充計画
6 モンゴル	ダルハン市食肉加工工場整備計画
7 チリ	首都圏水産物市場建設計画
8 モロッコ	遠洋漁業訓練船建造計画
9 パキスタン	ミタワン地区流域保全灌漑計画
10 ネパール	ラジクトア灌漑計画
11 ガンビア	沿岸零細漁業改善計画
12 セイシェル	沿岸漁業開発計画
13 ニジェール	ウアラム農村復興計画(第2次)
14 フィリピン	アガナン農業開発計画
15 ソロモン	ホニアラ魚市場整備計画
16 モンゴル	ウランバートル市乳製品施設整備計画
17 スリ・ランカ	第二次ガンパハ総合農村開発計画
18 フィリピン	デイバロ・プリンシパル灌漑施設復旧計画
19 ドミニカ共和国	コンスタンサ畑地灌漑計画
20 中国	輸出入食品検査センター機材整備計画
21 パキスタン	パロチスタン州農地開発用機材整備計画
22 モーリシャス	アルビヨン水産研究所拡張計画
23 モーリタニア	沿岸漁業振興計画(第2次)
24 グレナダ	セント・ジョージズ漁業施設建設計画
25 セネガル	ミシラ零細漁業振興計画
26 フィリピン	残留農業監視体制強化計画
27 バラオ	ペリリュー州小規模漁業開発計画
28 マーシャル諸島	小規模漁業開発計画

(2) K R 食糧援助

本援助は43年度から実施された無償食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「K R 食糧援助」と通称されている。国際穀物協定は46年の国際小麦協会を経て、現行の「1986年国際小麦協定」に引き継がれており、現在、我が国は同小麦協定中の「1986年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。5年度の我が国の供与実績は、表38のとおり計34件124.94億円である。

表38 5年度K R 食糧援助実績

(閣議了解ベース)

国名	援助額 (百万円)	交換公文 締結年月日	援助物資
エチオピア	450	5.6.15	米国小麦
ガーナ	150	5.7.6	タイ米
カーボ・ヴェルデ	100	5.6.22	〃
ギニア	150	5.6.14	〃
コモロ	150	5.8.6	パキスタン米
サントメ・プリンシペ	100	5.6.24	タイ米
ジブチ	100	5.6.22	〃
赤道ギニア	100	5.7.9	〃
セネガル	150	5.6.29	〃
タンザニア	200	5.6.21	〃
タンザニア	300	6.4.7	南アフリカメイズ
ニジェール	100	5.7.1	パキスタン米
ブルキナ・ファソ	150	5.7.28	タイ米
ベナン	100	5.6.17	パキスタン米
マダガスカル	150	5.6.22	タイ米
マラウイ	300	6.3.14	〃
モザンビーク	700	5.6.15	タイ米
モーリタニア	150	5.6.24	アメリカ小麦
ルワンダ	150	5.6.18	タイ米
レソト	100	5.7.15	米国メイズ
バングラデシュ	1,200	5.7.22	アメリカ小麦
モンゴル	300	5.6.10	中国産小麦粉
モルティブ	100	5.6.25	タイ米
ラオス	200	6.4.1	〃
パレスチナ難民等 (UNRWA)	1,000	5.6.16	米国産小麦粉
アフガニスタン難民 (WFP)			
・在パキスタン	826	5.6.16	アメリカ小麦
・在イラン	374	5.6.16	オーストラリア小麦
アフリカ難民 (WFP)	2,244	5.6.16	アメリカ小麦
・シベリア難民			
・ルワンダ難民			
・アフリカの角 地域難民等			
アンゴラ国内の 被災民(WFP)	200	5.6.16	アメリカメイズ
アンゴラ国内の 被災民(WFP)	300		南アフリカメイズ
エリトリア国内の 被災民(WFP)	100	5.6.16	アメリカ小麦
リベリア国内の 被災民(WFP)	200	5.6.16	タイ米
シュラレオーネ国内 の被災民(WFP)	100	5.6.16	タイ米
旧ユーゴスラビア 難民等(WFP)	1,000	5.6.16	アメリカ小麦粉
カンボディア国内 被災民(WFP)	500	5.6.16	タイ米

(3) 食糧増産援助

本援助は開発途上国の食糧増産のための自助努力を支援するため、52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。なお、本援助はKR食糧援助と対比して「第2KR援助」ともよばれることがある。5年度の供与実績は表39のとおり計52件、292億円である。

表39 5年度食糧増産援助実績
(閣議了解ベース)

国 名	援助額 (百万円)	交換公文 締結年月日	援助物資
インド	700	5.5.28	肥料
インドネシア	1,600	5.6.23	農機
カンボディア	500	6.4.7	肥料・農機
スリ・ランカ	1,600	5.5.13	肥料・農機
中 国	700	5.6.17	肥料・農機・ 農薬
ネバール	900	5.6.29	肥料
パキスタン	1,350	5.6.7	農機・農薬
フィリピン	2,200	5.7.15	肥料・農薬・ 農機
ブータン	300	5.5.12	農機
モンゴル	200	5.5.17	肥料・農機
ラオス	500	5.5.14	肥料・農機
バブア・ニューギニア	100		肥料
エル・サルバドル	500	5.5.31	肥料・農機・ 農薬
グアテマラ	200	6.5.16	農機
ドミニカ	300	5.6.21	肥料・農機・ 農薬
ニカラグア	400	5.5.13	肥料
パラグアイ	450	5.5.26	肥料・農機・ 農薬
ポリビア	550	5.6.17	肥料
ペルー	700	5.6.1	肥料・農機
ホンジュラス	500	5.6.18	肥料・農薬
イエメン	500	5.5.13	農機・農薬
エジプト	600	5.6.10	農機
シリア	500	5.6.6	農機
ジョルダン	400	6.5.5	肥料・農薬
ウガンダ	400	5.5.18	肥料・農機・ 農薬
エチオピア	800	5.6.15	農薬・農機
ガーナ	350	5.6.1	農機・農薬
カーボ・ヴェルデ	200	5.6.22	肥料・農機・ 農薬
ガンビア	200	5.6.4	農機・農薬
ギニア	400	5.5.21	肥料・農機・ 農薬
ギニア・ビサオ	250	5.6.10	肥料・農機・ 農薬
ケニア	1,100	5.5.19	肥料・農薬
コート・ジボアール	500	5.5.19	農機・農薬・ 肥料
コモロ	150	5.8.6	農機・農薬

ザンビア	1,200	5.5.26	肥料・農薬
ジンバブエ	500	5.6.3	農機・肥料・ 農薬
スワジランド	300	5.6.17	肥料・農薬・ 農機
セネガル	600	5.6.29	農機・農薬・ 肥料
タンザニア	750	5.5.24	肥料・農機・ 農薬
中央アフリカ	300	5.6.1	肥料・農機・ 農薬
ナイジェリア	400	5.6.3	肥料・農機・ 農薬
ナルビア	300	5.7.5	農薬・農機
ニジェール	500	5.7.1	肥料・農機・ 農薬
ブルキナ・ファソ	300	5.7.28	肥料・農機・ 農薬
ブルンディ	400	5.6.24	肥料・農機・ 農薬
ベナン	300	5.6.17	肥料・農薬
マダガスカル	350	5.5.21	肥料・農機・ 農薬
マラウイ	450	5.9.17	肥料・農薬
マリ	350	5.5.25	農機・農薬
モザンビーク	900	5.5.24	肥料・農機・ 農薬
モーリタニア	300	5.5.25	肥料・農機・ 農薬
ルワンダ	400	5.6.18	肥料・農機

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で円借款に関する交換公文を締結し、これに基づいて、我が国の実績機関である海外経済協力基金と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

5年度の農林水産関係案件は表40のとおり計11件、527.21億円である。

表40 5年度農林水産関連円借款実績
(交換公文ベース)

国 名	案 件 名	供与限度額 (百万円)	交換公文 締結年月日
ケニア	園芸作物処理設備建設計画	2,016	5.7.20
ケニア	ムアエ灌漑計画(E/S)	572	5.7.20
モロッコ	国家農業信用計画	13,319	5.7.29
パキスタン	マリル川流域農業開発計画(E/S)	206	5.8.3
フィリピン	森林センター事業計画	9,294	5.8.16
タイ	BAA Cローン(地方農村開発信用事業(第2期))	3,532	5.9.20
インドネシア	セクタープログラムローン	3,366	5.10.29

インドネシア	ジャカルタ漁港・魚市場整備事業（第4期）	4,009	5.10.29
インドネシア	農業開発事業	6,718	5.10.29
インドネシア	バタンハリ灌漑事業（E/S）	676	5.10.29
ドミニカ共和国	アグリボ地域農業開発計画II	9,013	5.11.2
計	11件	52,721	

(5) 国際協力事業団開発投融

我が国民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団を通じて資金援助を行っている。5年度の融資実績10件4億6,356万円、新規承諾案件は1件であった。

4 多 国 間 協 力

(1) 国連食糧農業機関

(FAO)

ア 概 要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に創設された国連の専門機関であり、現在ローマに本部を置き約5,800名（フィールド専門家を含む。）の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、171か国（EECを含む。）である。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食糧、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの開放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

(ウ) 政策策定

世界の食糧、農林水産業上の諸問題に関し、FAOの各種会議を通じてその国際的解決策を審議し、決議の採択、申し合わせ、ガイドラインの策定等を行う。

(イ) 情報収集及び提供

食糧農業分野における世界各国の情報を収集、整理分析し、加盟国や国際機関等に対し定期的に情報の提供を行う。

(ウ) 技術的助言

専門家の派遣及び研修生の受入れ等を実施する。

(ニ) 現地事業

食糧、農業、林業及び水産業に関する現地開発事業を実施する

イ 第27回FAO総会

標記総会は、1993年11月6日から24日までローマにおいて開催された。

主要議題は次のとおりであった。

(ウ) 食糧と農業の主要動向と政策

(イ) FAOの活動と事業

(ウ) 憲章及び運営事項

(ニ) 各種選挙（新事務局長の指名等）

ウ 第13回世界食糧デー

第13回世界食糧デー（10月16日）の国内行事として、ラジオ等による広報活動、財団国際食糧農業協会の主催によるシンポジウムを行った。

エ その他

FAO本部に準専門家として2名の職員を派遣中である。また、FAOの現地事業の「食糧増産技術に係る途上国間協力ジョイント・プロジェクト」（27万1千ドル）、「中南米西部諸国等土壌浸食対策調査」（40万2千ドル）、「TFAP（熱帯林行動計画）強化のための緊急造林計画策定事業」（34万9千ドル）、「肥料由来の地球環境汚染防止対策事業」（30万3千ドル）、「アジア太平洋動物遺伝資源保存対策強化事業」（28万6千ドル）、「南太平洋沿岸漁業技術開発普及事業」（39万ドル）、「小農支援金融改善プロジェクト」（24万7千ドル）に対して、拠出を行った。

(2) 世界食糧理事会

(WFC)

ア 概 要

世界食糧理事会は1974年11月に当時の世界的な食糧危機打開を目的としてローマで開催された世界食糧会議の決議に基づき、同年12月の第29回国連総会の決議によって国連の一機関として設立された。

WFCは世界食糧会議等の諸決定を各国政府及び国連機関が実施していく際の総合的調整と助言を一元的に行うための機関として位置づけられている。理事国は36か国で、通常年1回大臣レベルの会合を開催している

(3) 世界食糧計画

(WFP)

世界食糧計画（WFP）は、食糧を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及びFAOの共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により低所得食糧不足国（アフリカを中心に約90か国）に穀物、乳製品、植物油等を援助している。

我が国は1993年度において、WFPに対して通常拠出15.1百万ドル（現金5,033千ドル、現物分水産缶詰及

び第三国米10,067千ドル)、国際緊急食糧リザーブ5百万ドルのほか車両、貯蔵施設等非食糧品目援助1百万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助(55.4億円)を行った。

(4) 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

ア 概 要

国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行っている。

我が国は、従来よりESCAPのほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力(1993年度220万ドル)及び技術協力を実施している。

イ 第49回総会(1993年4月21日～29日)

第49回総会はバンコクにおいて開催され、各種委員会の報告等が行われた。なお、農林水産分野における主な討議事項は次のとおり。

- ・アジア・太平洋湿润熱帯地域粗粒穀物・豆類・地下作物研究開発地域調整センター(CGPRTCenter)
- ・同センターの活動の重要性にかんがみ受益国及びドナー国の拠出増の必要性が協調された。

(5) アジア開発銀行 (ADB)

アジア開発銀行は、アジア地域の経済開発を目的として1966年に設立された(加盟国52)。我が国は1993年末現在で、次のような拠出等に協力している。

通常資本(応募額)	37億9,200万ドル
アジア開発基金(拠出額)	34億2,300万ドル
技術援助特別基金(拠出額)	4,770万ドル

93年には、ベトナムの融資が再開され、またカザフスタン、キルギス及びウズベキスタンの中央アジア3ヶ国が域内加盟国として認められた。

(6) 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食糧生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した(加盟国147)。

その後、2回にわたる増資が行われ、さらにサハラ砂漠以南の農業生産の再生を目的とした「アフリカ特別プログラム」の創設を経て、1989年から第3次増資(総額5.7億ドル)を実施中である。

我が国は賛約ベースで当初拠出に5,500万ドル、1次増資6,020万ドル及び2次増資2,680万ドルを拠出した先進国中第2の大口拠出国であり、3次増資では4,000万ドルを引き受けた。

1993年末の同基金の貸付承諾累計額は31.7億SDRに達している。

(7) 国際熱帯木材機構 (ITTO)

国際熱帯木材機構は熱帯林・熱帯木材の研究・開発、木材加工の増進、森林経営・造林等に関する熱帯木材生産国と消費国の間の国際協力の推進等を目的とする「国際熱帯木材協定」(1985年4月発効)に基づいて設立された国際機関である(本部：横浜市、加盟国51か国)。

我が国は、同機関の実施する熱帯木材資源の有効利用、天然林経営等に係る「研究・開発」プロジェクト等に対する任意拠出を行っている(1989年度1億700万円、1990年度1億3,100万円、1991年度1億2,300万円、1992年度1億2,300万円、1993年度1億3,000万円)。

(8) 国際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画(UNDP)が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定され、事務局を世銀内に置く。現メンバーは50か国・機関。本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所(IRRI)、国際半乾燥熱帯作物研究所(ICRISAT)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT)等の17の機関がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。1993年度は本グループ傘下の16機関に対し36億、5,800万円の拠出を行ったほか、国際稲研究所の行う「熱帯水稲二期作の安定化技術の開発」に4,800万円、国際半乾燥熱帯作物研究所の行う「熱帯半乾燥地域における主要畑作物の栽培技術の開発」に3,400万円の特別拠出を行った。

(9) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟は1985年にロンドンに設立された民間組織であり、相互扶助と民主主義の精神に基づき協同組合原則を遵守するあらゆる種類の協同組合によって組織されている。現在92か国210の全国組織が加盟し、その傘下には7億人の組合員を擁する世界最大の民間組織である。

我が国は東南アジアにおける農協組織の育成に資す

るため、開発途上国の漁協組織の育成強化と漁業活動の活性化及びの東南アジアにおける農村婦人の開発参加に資するため、ICAの行う農漁協指導者育成のための研修事業に対し、任意拠出を行った（1993年度9,164万円）。

(10) 東南アジア漁業開発センター

(SEAFDEC)

東南アジア漁業開発センターは第1回東南アジア開発閣僚会議におけるタイ国の提唱により1967年に設置された。本センターは東南アジアにおける漁業開発の促進を目的とし、漁業技術の訓練、水産加工技術研究、養殖開発に必要な調査・研究等の事業を行っている（加盟国6か国）。

我が国は機材供与、専門家の派遣、研修員の受入れを行っており、5年度は長期専門家18名（継続13名、新規5名）を派遣した。

(11) アジア生産性機構

(APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年発足した東京に事務局を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている（加盟国18か国）。1993年度は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受入れに対する協力を行った（1993年度予算7,855万円）。

(12) そ の 他

以上の他、我が国はアジア蔬菜研究開発センター（AVRDC）、食糧・肥料技術センター（FFTC）、植物新品種保護国際同盟（UPOV）に対して、拠出・専門家派遣等の協力を行っている。